

令和4年6月8日招集

# 秩父市議会定例会議案

## 目 次

議案第47号	令和4年度秩父市一般会計補正予算（第1回）	1
議案第48号	秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更 について	4
議案第49号	秩父市印鑑条例の一部を改正する条例	6
議案第50号	秩父市介護保険条例の一部を改正する条例	7
議案第51号	秩父市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例	8
議案第52号	令和4年度秩父市一般会計補正予算（第2回）	10

議案第 4 7 号

令和 4 年度秩父市一般会計補正予算（第 1 回）

令和 4 年度秩父市一般会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84,952 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,134,952 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 8 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		3,315,723	84,952	3,400,675
	2 国庫補助金	270,484	84,952	355,436
歳入	合計	28,050,000	84,952	28,134,952

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		10,826,313	84,952	10,911,265
	2 児童福祉費	4,279,401	84,952	4,364,353
歳 出	合 計	28,050,000	84,952	28,134,952

## 議案第48号

秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年4月1日から、秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務にし尿の収集及び処理に関することを加えるとともに、同組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

### 秩父広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約

秩父広域市町村圏組合規約（昭和45年埼玉県指令地第761号）の一部を次のように変更する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、第2号に掲げる事務のうち、し尿の収集については、小鹿野町に係る事務を除く。

第3条第1号中「廃棄物」を「ごみ」に改め、同条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) し尿の収集及び処理に関すること。

第2章中第9条の次に次の1条を加える。

（議決方法の特例）

第9条の2 組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第19条第2項中「第3条第10号」を「第3条第11号」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（準備行為）」を付する。

附則第3項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「第3条第5号」を「第3条第4号」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則に次の1項を加える。

（し尿の収集及び処理に関する経費の特例）

4 第19条の規定にかかわらず、令和5年4月1日からし尿を統合処理する新処理施設（以下「新処理施設」という。）の供用開始までの間におけるし尿の収集及び処理に関する経費の負担割合は、組合市町の協議により定める。

別表中

廃棄物	収集	廃棄物収集量割による。
	処理	廃棄物処理量割による。

を

ごみ	収集	収集量割による。
	処理	処理量割による。
し尿	収集	収集量割による。
	処理	処理量割による。ただし、新処理施設の建設費用並びに当該新処理施設の建設に伴う既存施設の改修費用及び解体費用は、組合議会において定める。

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

(準備行為)

- 2 変更後の規約第3条第2号に規定する事務を共同処理するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

(承継)

- 3 組合は、秩父市し尿の収集及び処理事業、小鹿野町し尿の処理事業並びに皆野・長瀬下水道組合し尿の収集及び処理事業に関する事務並びに当該し尿の収集及び処理事業に係る財産及び権利義務を令和5年4月1日に承継するものとする。

令和4年6月8日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

秩父広域市町村圏組合が共同処理する事務にし尿の収集及び処理に関することを加えることに伴い、同組合の共同処理する事務及び同組合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定により提出する。

議案第49号

秩父市印鑑条例の一部を改正する条例

秩父市印鑑条例（平成17年秩父市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第16条中「第13条」の次に「及び第14条」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑証明書の申請等）

第14条 第12条及び前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する自己に係る利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年6月8日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

個人番号カードを用いたコンビニ等における印鑑登録証明書の自動交付に関し、所要の改正を行いたいため。



議案第50号

秩父市介護保険条例の一部を改正する条例

秩父市介護保険条例（平成17年秩父市条例第177号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「令和4年3月31日」を「規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第11項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

令和4年6月8日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

国の財政支援の延長に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に係る介護保険料の減免対象期間について、所要の改正を行いたいため。

議案第 5 1 号

秩父市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市が設置する学校における学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号。以下「法」という。）の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第 3 条第 1 項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第 1 1 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 6 条に規定する保護者及び現に児童又は生徒を監護する者をいう。
- (4) 学校給食費負担者 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者等及び教職員その他学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食の実施)

第 3 条 市は、秩父市学校設置条例（平成 1 7 年秩父市条例第 9 6 号）に規定する小学校及び中学校において学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第 4 条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第 5 条 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第 6 条 学校給食費負担者は、規則で定める納期限までに学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第 7 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(督促)

第 8 条 市長は、規則で定める納期限までに学校給食費を納付しない学校給食費負担者がいるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

(市立幼稚園における給食に係る給食費)

第 9 条 第 4 条から前条までの規定は、秩父市立幼稚園条例（平成 1 7 年秩父市条

例第98号)に規定する幼稚園において学校給食に準じて実施する給食に係る給食費について準用する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年6月8日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

市立小学校及び中学校の学校給食費を公会計化することに伴い、学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めたいため。

議案第 5 2 号

令和 4 年度秩父市一般会計補正予算（第 2 回）

令和 4 年度秩父市一般会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 521,497 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,656,449 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 8 日提出

秩 父 市 長                      北   堀                      篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 分担金及び負担金		164,850	1,680	166,530
	1 負担金	164,850	1,680	166,530
16 国庫支出金		3,400,675	511,917	3,912,592
	2 国庫補助金	355,436	511,917	867,353
17 県支出金		1,817,764	2,900	1,820,664
	2 県補助金	498,866	2,900	501,766
19 寄附金		156,402	5,000	161,402
	1 寄附金	156,402	5,000	161,402
歳 入 合 計		28,134,952	521,497	28,656,449

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,776,419	159,256	3,935,675
	1 総務管理費	3,128,924	159,256	3,288,180
3 民生費		10,911,265	142,262	11,053,527
	1 社会福祉費	5,369,655	109,776	5,479,431
	2 児童福祉費	4,364,353	32,486	4,396,839
4 衛生費		3,016,717	14,846	3,031,563
	1 保健衛生費	902,559	14,645	917,204
	5 聖地公園費	89,598	201	89,799
5 労働費		72,162	5,000	77,162
	1 労働諸費	72,162	5,000	77,162
7 商工費		754,187	142,880	897,067
	1 商工費	754,187	142,880	897,067
10 教育費		2,184,211	27,162	2,211,373
	1 教育総務費	542,536	19,750	562,286
	2 小学校費	410,069	751	410,820
	3 中学校費	256,979	2,940	259,919
	5 社会教育費	413,033	3,721	416,754
14 予備費		104,596	30,091	134,687
	1 予備費	104,596	30,091	134,687
歳 出 合 計		28,134,952	521,497	28,656,449